

商品の特徴を「表示」するためのルール、ご存知ですか？

ファッション製品の表示ってどこまでがセーフでどこからアウト？



- ・アップサイクルなどのサステナブルな商品を販売するのは？
- ・広告や宣伝を分かりにくく隠して表示するのは？
- ・リカバリーウェアを販売するのは？

ファッション製品を販売する際には、自社商品の特徴をできるだけたくさんアピールして購入に繋がりたいと考えるのではないのでしょうか。しかし特徴を表示する際には、消費者が商品やサービスを適切に選べるよう、定められたルールに則って表示をしなければなりません。

残念ながら、表示に関するトラブルはなかなかゼロにはなりません。その理由の一つに、表示内容を決定する方が、本来は知っておかなければならないことを知らずに表示内容を決定していることが挙げられます。

そこで、洗濯表示や組成表示などを規定している「家庭用品品質表示法」、実際よりも著しく優良又は有利に誤認される不当な表示を禁止する「景品表示法」、医療機器や化粧品などの製造・販売・広告を規制している「薬機法」について、分かりやすく解説する基礎的な講座を開催します。

講師には消費者に常に安全・安心を届けておられる百貨店の品質管理担当者にお越しいただき、業界を取り巻く変化の歴史を振り返りながら分かりやすくご説明いただきます。

普段から表示業務に携わっておられる方、表示について復習したい方、新しく配属された方等、どなたでもご参加いただける内容となります。ルールや法律の最新情報と共に、クレームを未然に防止するため、この機会に「表示」について学んでみませんか？

日時：2月15日（木）16：00～18：00

会場：大織健保会館 5F（大阪府中央区瓦町 2-6-9） ※オンラインの開催はございません

参加料：無料

参加条件：KanFA 組合員

定員：50 名（先着順） 申込締切日：2月8日（木）

講師：株式会社高島屋 法務・リスクマネジメント室 品質管理グループ 小倉 妙子 様

■ 問い合わせ：関西ファッション連合 西田 TEL. 06-6228-6525 / nishida@kanfa720.com

【お申し込み方法】

- ① 下記申込書を FAX もしくはメールにてご連絡
- ② パソコンからお申込み ⇒ [ここをクリック](#)
- ③ スマホ・タブレットからお申込み ⇒ ⇒ ⇒



事務局 西田宛（FAX：06-6228-6540 メール：info2@kanfa720.com）

表示の勉強会 参加申込書

会社名 _____ 氏名 _____

部署・役職 _____ 電話番号 _____

メール _____

※お申込み受付完了のご連絡は割愛させていただきます

※連絡事項があれば受講者にメールにてご連絡させていただきますので、お間違えの無いようお申込みください